

地域づくり団体等活動支援事業助成金交付要綱

山北地区まちづくり協議会

平成24年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北地区における定住の里づくりを推進するため、地域づくり団体等が地域の活性化のために行う事業に対して、山北地区まちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）が助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、山北地区内に活動拠点を置き、山北地区の活性化を目的に活動を行う個人及び団体（以下「団体等」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる団体等は、助成の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動及び営利活動を主たる目的とするもの
- (2) その他会長が不適切と認めたもの

(助成対象事業等)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、前条に規定する団体等が行う事業とし、別表第1のとおりとする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に要する経費とし、別表第2のとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の10分の5以内の額とし、1団体あたり年間20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等は、地域づくり団体等活動支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、まちづくり協議会が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 見積書等
- (3) その他まちづくり協議会が必要と認める書類

2 同一事業の交付申請は、同一年度内において1回限りとする。

(審査及び交付額の決定)

第7条 まちづくり協議会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を地域づくり団体等活動支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

2 まちづくり協議会は、前項の審査を行うに当たっては、審査会を開催し、別に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体等は、事業完了後、実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、まちづくり協議会が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 事業実績のわかる写真等
- (3) その他まちづくり協議会が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 まちづくり協議会は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、地域づくり団体等活動支援事業助成金交付額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条の助成金の額について、当分の間、利用促進措置として、ソフト事業を実施する場合の助成金の額は助成対象経費の10分の7以内の額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条の助成金の額について、当分の間、利用促進措置として、ソフト事業を実施する場合の助成金の額は、附則別表第1のとおりとする。

別表第1（第3条関係）

項 目	事業概要
1. 地域の課題解決、地域活性化が期待できる事業	地域の課題を解決する事業、地区内の資源を活かした来訪者との交流、人と人の触れ合いによる交流を促進する事業
2. 人材の育成に寄与する事業	地域の課題解決並びに地域活性化につなげる人材の育成のために行う事業
3. その他地域コミュニティの維持、発展が期待できる事業	その他、地区の活性化が期待できる事業

別表第2（第4条関係）

費 目	対象経費	対象外経費
1. 報 償 費	・講演会等を開催する場合の講師謝金 ・事業実施協力者への謝金 等	・団体内の者に支払う謝金、謝礼
2. 旅 費	・講師等の活動場所までの交通費の実費 ・研修等への参加に要する旅費	・親睦を主な目的とした研修旅行等にかかる旅費
3. 食 糧 費	・飲み物（お茶等）、茶菓子代 等	・アルコール類
4. 消 耗 品 費	・事務用品 ・資料代 ・資・機材、燃料費 等	・対象事業の実施目的以外に団体等が経常的に使用するもの
5. 印刷製本費	・写真代、コピー代、印刷代、イベント用看板・横断幕等作成費 等	・事業の実施目的以外の経費
6. 修 繕 費	・本事業で整備した施設・設備等の修繕に要する経費	・事業の実施目的以外の経費
7. 通信運搬費	・対象事業にかかる切手代、宅配料等	・事業の実施目的以外の経費
8. 保険料	・イベント保険 ・ボランティア保険 等	・事業実施目的以外の経費
9. 使用料・賃借料	・施設使用料、機械器具借上料、車輛借上料 等 ・催し物等を開催するための会場使用料	・事業目的以外の土地使用料、用地借上料 等 ・親睦を目的とした研修旅行等のバス借上料
10. 備品購入費	・対象事業の実施に直接要する備品等（防災関係、伝統芸能保存、祭等にかかる備品）	・常時使用するものではなく、借用により対応可能な備品
11. 施設整備費	・景観に配慮したゴミ小屋、標示看板、掲示板等の整備・修繕	・事業目的以外の施設整備費
12. その他	・上記以外で、対象事業の実施に必要と認めるもの	

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

助成対象事業等	助成金の額	
	事業助成初年度から 5 年以内	事業助成初年度から 5 年以降
(1) 地域の課題解決、地域活性化が期待できる事業	・ 10 分の 7 以内	・ 10 分の 5 以内。 ・ 既存の活動を拡充するものについては、10 分の 7 以内
(2) 人材の育成に寄与する事業	・ 10 分の 10 以内、1 事業あたり 10 万円以内	・ 10 分の 7 以内。 ・ 既存の活動を拡充するものについては、10 分の 10 以内
(3) その他地域コミュニティの維持、発展が期待できる事業	・ 10 分の 7 以内	・ 10 分の 5 以内。 ・ 既存の活動を拡充するものについては、10 分の 7 以内

備考

既存の活動を拡充するものとは、以下のとおりとする。

- 1 事業の活動エリアを広げて、地域的な広がりを持たせるもの
- 2 事業の対象となる年代の範囲を広げて、世代的な広がりを持たせるもの
- 3 事業の規模や回数を増やすことによって、参加する機会の広がりを持たせるもの
- 4 事業に参画する地域づくり団体等を増やすことによって、地域づくり団体等の連携に広がりをもたせるもの

地域づくり団体等活動支援事業 助成金交付申請書

令和 年 月 日

山北地区まちづくり協議会会長 様

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、助成金の交付を申請します。

記

- 1 実施内容
- ☐ 地域の課題解決、地域活性化が期待できる事業
 - ☐ 人材の育成に寄与する事業
 - ☐ 研修事業（応募・参加型）
 - ☐ 研修事業（自己企画型）
 - ☐ その他（ ）
 - ☐ その他、地域コミュニティの維持、発展が期待できる事業
詳細は、実施計画書のとおり

2 助成申請額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 実施計画書（別紙1）
- (2) 見積書等
- (3) その他（ ）

地域づくり団体等活動支援事業 実施計画書

団体等名

1 取り組みの概要

① 事業名	
② 事業主体	
③ 事業の目的	
④ 事業の内容	
⑤ 対象者	
⑥ 事業の実施方法 （維持管理等）	
⑦ 協議会・行政への協力依頼事項	
⑧ 事業（活動）の スケジュール等	（開始）令和 年 月 日 ～ （終了）令和 年 月 日
⑨ 期待される効果	
⑩ 許可・届出の 要否	・ 許可・届出は不要 ・ 土地所有者の承諾（済・未） ・ 道路占用許可（済・未） ・ その他（ ）
⑪ その他特記事項	

2 事業の収支予算
（収入）

単位：円

項 目	予算額	摘 要
まちづくり協議会からの助成金		
自己資金		
計		

（支出）

単位：円

項 目	予算額		摘 要
	対象経費	対象外経費	
計			

※1 事業の全体を把握するため、事業に要するすべての経費を記入してください。

地域づくり団体等活動支援事業 助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

様

山北地区まちづくり協議会長

令和 年 月 日付け、貴団体から申請のありました地域づくり団体等活動支援事業について、下記のとおり助成金の交付を決定したので通知します。

記

- 1 助成対象事業
-
- 2 交付決定額
- 金 円
- 3 そ の 他
- 事業完了後、すみやかに実績報告書を提出のこと

地域づくり団体等活動支援事業 実績報告書

令和 年 月 日

山北地区まちづくり協議会会長 様

住 所
団体等名
代表者名
印

下記のとおり、集落の元気づくり支援事業を実施したので、実績を報告します。

① 事業名	
② 実施期間	(開始) 令和 年 月 日 ~ (終了) 令和 年 月 日
③ 実施結果	
④ 取組の効果	
⑤ 課題・問題点	
⑥ その他参考事項	

2 事業の収支決算
(収入)

単位：円

項 目	予算額	決算額	摘 要
まちづくり協議会からの助成金			
自己資金			
計			

(支出)

単位：円

項 目	予算額		決算額		摘要
	対象経費	対象外経費	対象経費	対象外経費	
計					

※1 事業の全体を把握するため、事業に要するすべての経費を記入してください

地域づくり団体等活動支援事業 助成金交付額確定通知書

令和 年 月 日

様

山北地区まちづくり協議会長

令和 年 月 日付けで実績報告のあった下記事業に対する助成金交付額を確定したので、通知します。

記

- 1 助成対象事業

事業
- 2 交付確定額

金

円